

シンポジウム

「生活の要、移動・外出・足の確保」をどうする

NPO 法人ささえあい橋本



パネラーのみなさん

3月9日、橋本市教育文化会館で、橋本市内で高齢者や障がいを持つ人の移動や外出の支援活動を行っているボランティア団体が「誰もが困る事のない移動手段の確保」を考えるシンポジウムが開催されました。(紙面の都合で、要約させていただきます。)

文責 事務局大前

司会：皆さん、こんにちは。こんなにたくさんの方に来ていただいて本当にうれいす。最初に主催者の「ささえあい橋本」理事長から挨拶いたします。

理事長：「ささえあい橋本」は2008年春、福祉有償運送事業を始めました。始めた頃に比べるとボランティアの会員は減る一方、利用人数は増加しています。ボランティアの平均年齢は高くなり、いつまで続けられるか分からない状況です。自助・共助には限界があります。公の行政の力がどうし

ても必要だと思っています。今までの活動から得た私たちの思いを聞いてみんなで考える場が欲しいと思います、今日のシンポジウムを行うことにしました。

今日は橋本市の地域振興室、いきいき健康課の方にもおいでいただき、市の方針をお聞きし、現在活動中の「おたがいさん」、これから始められる「ささえあい高野口」の取り組み状況、NPO「ささえあい橋本」の現況、課題などを出し合い、橋本市の市民の足をどう確保していくか、特に高齢者が自宅で住み続けるために、移動手段をどうしていくかを考えていきたいと思っています。

司会：まず市の担当課からお願いしたいと思います。

橋本市内の公共交通の概要

乾沙也香：地域振興室は、区・自治会の運営支援、はぐくむ条例を軸とした市民協働、公共交通、防犯や交通安全の業務をしています。市内の公共交通の概要をお話させていただきます。

まず、誰もがどんな目的でも利用できる交通機関、移動手段のこ

とを公共交通と呼んでいます。橋本市内の公共交通は、鉄道は南海とJR。路線バスは南海りんかんバス。そして、一般のタクシードは、橋本第一交通、有鉄観光タクシー。さらに、行政が主体で運行しているコミュニティバスとデマンドタクシードがあります。

コミュニティバスの路線数は4路線、デマンドタクシードが10路線。便数はどちらも1日4から5往復。運行形態は、コミュニティバスは定時定路線、時間も通る場所も決まっています。そして、デマンドタクシードは予約時のみ、決まった停留所の間を決まった時間で運行する予約制バスのようなものです。そして、運賃はどちらも大人200円、小学生以下が100円。運行日が月曜から土曜の週6日。割引は、コミュニティバスは回数券デマンドタクシードは乗継券があります。コミュニティバスの利用者数は、今年度1月までの年間利用者数は23,683人、デマンドタクシードは、2,126人です。昨年4月の路線の変更やダイヤの見直しで、どちらも利用者は増えています。

橋本市の地域公共交通について話し合う場として、橋本市生活交通ネットワーク協議会を設置しています。協議会は、市内の公共交通の運賃や運行形態、またコミュニティバスやデマンドタクシードのこと、そして、今後の公共交通について話し合います。構成は、行

目次

シンポジウム
「生活の要、移動・外出・足の確保」をどうする
NPO法人ささえあい橋本…………… 1

能登震災での緊急消防援助隊の活動
田辺市消防本部 警防課長 松葉 和彦…………… 6

「会計年度任用職員」制度スタートから4年、処遇改善の状況③
和歌山自治労連 書記次長 杉谷 尚…………… 8

わかやま住民と自治

発行／和歌山県地域・自治体問題研究所
和歌山市太田2丁目14-9 太田ビル203号
TEL・FAX 073-488-3127
jichiken@crux.ocn.ne.jp 2024年5月号

政、市民代表の方、交通事業者、警察、市議会、大学教授など全体で34人となっています。
協議会では、昨年3月に今後5年間の地域公共交通計画を定めました。今日のシンポジウムでも様々なご意見をお伺いして、今後の公共交通政策に生かしていきたいと思っております。

「高齢者の移動支援」

INUSN

大谷良平：いきいき健康課は、高齢者の方の福祉全般を担当しています。主な二本柱の事業の一つは介護予防事業で、各地の体操教室などの支援を行なっています。もう一つは生活支援で、身体上疾患などお持ちの高齢者へ紙おむつ等の給付や緊急時に備えペンダント



シンポジウムの様子

型の通報装置の貸し出しなどを行っています。移動支援に関しては、これら事業とは別に行っています。高齢者の移動支援には3つの事業を行っています。1つ目は、福祉有償運送実施団体等への支援です。国の自家用有償旅客運送制度には、2006年につくられて、過疎地域等でバスやタクシー等の公共交通が提供されない場合に、NPO法人などが自家用車を用いて営利とは認められない金額で運送できる制度です。運送の種類は2つあり、1つ目は、交通空白地有償運送と言いまして、自治体内でバスとかタクシー事業者のサービス提供が困難な地域がある場合です。橋本市では該当しません。本市では福祉有償運送という身体障がい者や要介護者といった一人で公共交通機関の利用が難しい方を対象とした移送支援が実施されています。

市内では4団体が福祉有償運送を実施し、団体に対して市からは4つの支援を行っています。1つ目は、国の認可や交付金の手続き上必要である協議の場、福祉有償運送運営協議会の事務局として調整を行っています。2つ目は、運転者の必要要件となる講習会を毎年開催して、1人あたり1万5千円ほど受講費用の助成をしています。3つ目は、サービスDと言う介護保険の制度を実施しています。輸送時の乗降介助1回につき250円給付されます。最後4つ目は、2022年度に、国から給付された物価高騰対策の地方創生臨時交付金などを活用して、移動サービスを実施している団体に、最大30万円の支援を行いました。続きまして2つ目の事業、生活支援体制整備事業です。20年ほど前に国から提唱された地域包括ケアシステムは、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、引き続き安心して自分らしい暮らしを続けていくことができるように医療や介護などの支援が一体的に提供される仕組みづくりを指しています。橋本市でも地域包括ケアシステムの体制づくりに取り組んでいます。事業を簡単に一言で言うと地域づくりになると思います。橋本市では、第一層とか、第二層の協議体というのを聞いたと思うのですが、協議体というのは、高齢者の方々が在宅で生活していく上で出てくる、ちょっとした生活上の困りごと、例えば、買い物とかごみ出しとか、車の送迎、こうしたことを助け合える、そんな地域づくりを、地域の皆様で考えていただく場となります。第一層協議体が、「たすけ愛♥はしもと」ですが、市全体の困りごとを解決するために、2018年3月に設立されています。第二層協議体については、市内10地区にそれぞれ設立されています。各地区から選出された生活支援コーディネーターを中心に、地域の困りごとや生活支援のニーズなどの課題を把握

して、課題解決に向け取り組んでいるところです。
最後、3つ目ですが、介護予防事業です。高齢者の移動支援と直結ではなく、間接的な関わり合いになります。橋本市の高齢者が介護保険の要支援・要介護者状態になる要因を調べると、整形外科的な疾患とか骨折が全体の3割を占めています。これは、筋力トレーニングによって予防効果があるとされ、地域で介護予防事業を展開しています。地域ふれあいサロンなどの通いの場に、多くの高齢者の方に参加いただいています。本市ではこういった自主運営教室に補助金を交付しています。また、各種相談支援とか、介護予防の出前講座などのサポートを行っています。

「たすけ愛高野口」の移動支援の取り組みについて

司会：大変駆け足で、大切な話なので資料の冊子を読み返していただけだと思います。続きまして、「たすけ愛高野口」の廣岡慶三様にお話ししたいと思います。
廣岡：私は高野口地区の名倉南区の区長をさせていただいています。高野口地区では10地区があり、地区の人口は3928人、65歳以上は1483人、75歳以上は921人います。若い人は少ないですが、高齢者は元気そのものです。昔から商売や織物業が盛んで、商工会活動も活発で、まだまだ近所付き合いがあると思っています。「たすけ愛高野口」ですが、協力会員が27人、サービスを利用する利用会員が19人います。2021年度の生活支援実績は72回、2022年度の実績は195回でした。
次に移動支援を始めた経緯です。高野口地区には橋本市市民病院への巡回バスが廃止になったことや、通院に困っている高齢者がいるということで移動支援の必要性は感じましたが、事故などの心配で、自分たちではできないと考えていました。そんなとき、市から車両貸与の話があり、この会で移動支援をやってほしい話になりました。2023年5月の総会で有志8人が移動支援部会として立ち上がりました。月1、2回のペースで運営内容を検討してきました。取り組みが進んでいる地域の視察や研修にも参加しました。配車役が一番大変という話はこの視察団体でも言われましたが、高野口の場合は声をかけた方から、快く返事をいただきました。一番時間を費やしたのは費用の問題でした。
できあがった高野口地区移動支援の概要です。元々あった生活支援と一体的に実施することで、許可登録を要しない形を取っています。車両は市からの貸与で、運転と調整はボランティアで行います。利用料は生活支援と同じ30分400円です。駐車場は公民館を利用

させていたでいます。有償ボランティアの保険は、社協の保険に加入し、自動車保険や車両の維持費などは市の支援を得られることになりました。予算面については、賛助会員の協力や、さわやか福祉財団の補助金も申請しました。4月からの開始に向けて最終準備に取り掛かっています。4月には出発式も予定しています。「ささえ愛高野口」では、「とにかく前へ」をモットーに、まずは取り組んでみることを大事にできました。また、ボランティアは楽しくなければ長続きしないという考えでやっています。

柿の木坂「おたがいさん」の4年間の実績と課題

司会：引き続き、柿の木坂「おたがいさん」の岡崎真理子様。お願

いしたいと思います。
岡崎：「おたがいさん」は2020年に発足し4年を迎えます。活動は買い物シャトル便と病院の送迎を行っています。活動体制は、ドライバーは7人で、4人は65歳を超えて、65歳以下は3人です。この団体を維持していくには、年齢も重要です。4年間に新しいドライバーさんは1人しか入っていません。運転手さんへの報酬は、今年1便につき100円しかお支払いできていません。利用者からはガソリン代、走行距離1キロあたり20円をいただいでいま

す。柿の木坂から例えばスーパーセンターオークワに行けば大体300円いただきます。往復で大体10キロから11キロ、ガソリン代相当が220円です。ボランティア輸送保険が20円なので、団体の利益としては1人だと60円です。事務員は代表の私が無給でやっています。給料が出ないことの不満ではなくて、次の方に引き継ぎようとするお給料を用意しなければなりません。そういうことが難しいと思っています。新たに要望があって、老人会への送迎も始めました。これからも生活の足として出来るだけ要望に応えるようにしていきたいと思っています。

「ささえあい橋本」送迎サービスの報告と課題

司会：「ささえあい橋本」の呉屋安得さんにお願

いしたいと思います。
呉屋：今から20数年前、高齢社会で人としての尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で天寿を全うするには何が必要なのか、有志で話し合いを重ねていました。その中から2005年にNPO法人「ささえあい橋本」を設立しました。2000年から始まった介護保険制度による移送サービス（介護タクシー）は「要介護認定者」に限られ、行き先も医療機関、公的機関などに限定され、更に介助者が同乗できない使いづらいものです。私達

は、2008年から福祉有償運送事業者として移送サービスを始めました。対象者は、移動手段を持たない高齢者や障がいを持つ人々で、通院や買い物などの外出を支援しています。運行は、自家用車で、ガソリン代、自動車保険もドライバーの自己負担です。事故時の保障も任意保険の対応になります。移送サービスの対価の9割を運転者が受けとり、残り1割が組織の運営費になります。高齢者の増加と共に、移動困難者は増加し、「ささえあい橋本」の需要も増えています。その一方、運転ボランティアの方は年々減少しています。私達は毎年新しいボランティアの育成講座を開いています。新たな受講者を迎えることが難しくなっています。雇用延長、年金の目減りなど、退職後も働く人が増えていることが大きな要因です。運転事故のことを考え二の足を踏むというのがあります。橋本市も、公共交通が縮小され、老舗のタクシー会社も廃業しました。又、私達のような福祉有償運送事業者も増えません。更に介護タクシー事業も縮小傾向にあると聞きます。高齢者や障がい者にとって、移動・外出の足の確保は死活問題です。多くの人は家から目的地まで、ドアツードアの支援を望んでいます。コミバスもデマンドタクシーも利用者の意見も取り入れて、使い勝手の良い方法を作り上げていくことが必要です。

「ささえあい橋本」は個々のボランティアの志に支えられてきましたが、今、続けていくには限界を迎えています。行政と市民が、それぞれに役割を担って、一緒に取り組むことが必要です。自助・共助が叫ばれています。高齢社会を自助、共助でどこまで乗り越えられるでしょうか。地域の状況を把握して、長期、総合的な視点で取り組んでいけるのは行政です。行政が主導的な役割を果たすことで、初めてボランティア活動も十分な力を発揮することができるとは思います。「ささえあい橋本」は設立以来19年間、一定の積極的な役割を果たしてきたと思っています。しかし常にボランティアと運営資金の確保が課題でした。今までは新しいボランティアを迎えることはできません。運転ボランティアは、事故という危険と隣り合わせです。事故が発生した時の不安を払拭する手だてが必要

です。又、ボランティア確保のために、公的機関が中心になって基本的な知識や心得を学ぶ場を作って頂きたいです。資金面では家賃、事務費、タクシー並みの管理体制と安全教育の経費等で、毎月約20万円を要しています。必要経費は乗車協力金の1割と、サービスDを充てていますが、サービスDの補助金も対象を拡大する等、資金面での支援を充実してほしいです。私達の今までの活動から導き出せる方向としては、行政の役割

質疑応答・意見交換

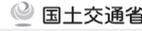
司会：今日のコーディネーターは、和歌山大学の金川先生にお願いしていましたが、急に体調を崩されました。今日のコーディネーターは、NPO移送サービスのネットワークの関西STS連絡会から来ていただきました柿久保浩次様にお願

いしたいと思います。どうぞよろしくお願

いいたします。
柿久保：こんにちは。50人ぐらいの会と聞きましたが、3倍近い、150人ぐらい参加していると思います。すごいですね。
ここ橋本市にはちょうど15年ぐ

ら関わっているのです。「ささえあい橋本」さんと様々な研究もしました。当時、60歳前後の人たちが15年たつても中心で頑張っているようですね。
関西でも5年前ぐら

「道路運送法の許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」について



- 許可・登録を要しない運送の解釈については、類似の通達が発出されてきた結果、利用者や実施者はもとより運輸局・運輸支局にも若干わかりにくくなっているところ。
- 地域における移動資源の確保が困難になっている中、バス・タクシーや自家用有償旅客運送の果たす役割を補完する観点からも、改めて許可・登録を要しない運送についての考え方を整理した。
- また、複数の通達が存在することは混乱を招くことから、許可・登録を要しない運送に係る現在の通達をすべて廃止し、1つの通達にまとめる。

目次

- ①無償運送について
→ 新たに実費の対象として保険料・車両借料を追加しました。
- ②宿泊施設 & 介護施設の付随送迎
→ 商店等への立ち寄り・観光スポットへの送迎も可能であることを明記しました。
- ③ツアー & ガイドに係る付随送迎
→ ツアーやガイドに付随して運送が可能であることを明記しました。
- ④運送サービスの有無で料金に差を設ける場合
→ 実費の収受が可能であることを明記しました。
- ⑤地縁団体が行う運送サービス
→ 会費で行う運送サービスが可能であることを明記しました。

国土交通省通達 (2024年3月1日付) ホームページより

ぐらいいしかなかつた。今それが100ぐらいいあります。地域の取り組み、それをバックアップする市町村の人たちもすぐ変わってききました。また、補助の方も制度が変わって、国も1/2補助をすることになっています。先ほど、それぞれ5つの発表がありました。その発表を聞いて、会場から意見を聞きたいと思います。

質問①：移動を支援する会が高齢の方が多という話でした。行政として今後どのように取り組む予定なのか。

定なものでしょうか。できれば方向性を出していただきたい。

質問②：まず知りたいので、ボランティアとか無給で動いているのか、その実態を聞きたいので、個人負担はどのくらい生じるのか。それと年間の労働時間がどれくらいあるのか。というのを教えてもらえたらと。

質問③：先ほど国の方から半分助成が出ると言っていました。今活動費に対しての助成になるのでしょうか。

栢久保：質問を受けて、「おたがいさん」「ささえあい橋本」さん、どんな現実ですかというのに、答えをお願いしたいのですが。

岡崎：ドライバー側と事務局側で違いがあります。ドライバーは7人いるので、週1回で1時間から2時間という勤務になります。事務

局側は、団体専用の予約電話があって、予約を受けたら、ドライバーさんに領収書セットを届けます。なので、月に14便運行すれば、ドライバーの家に14回届けに行きます。実態を言うと、私が3年間、電話番をしていましたが、領収書を届ける時に熱中症で倒れた事があって、今はドライバー仲間にも助けてもらって輪番にしています。電話番の人は1か月、15日以上は動いています。また、お金の経理の人も無償です。

山本：「ささえあい橋本」の事務局の山本と言います。運転手の方は年金生活者で、自分の趣味とか、あるいは農業とかのあいた時間を、運転手として活動するのが基本です。今年1月の勤務が一番多い人は22日間ですが、1日の人もいます。自分の生活スタイルに合わせてしています。運転手は、移送サービスの利用料金の9割をもらい、1割は団体の運営資金に使っています。これでもうけているとは思えません。私も、毎日、朝からお弁当持参で事務所に行き、帰るのは夜ですが、無給です。コーデイネーターさんや会計さんも無給です。事務員さんは若い男性1名で、1日原則3時間勤務で、時給は最低賃金で、保険ありません。

栢久保：3月1日に国土交通省から各運輸局に通達の文書が出ました。自家用車を使って人を乗せて送り迎えしている場合、こんなのはだめだというのがまとまった形で出ました。要は、自家用車で人を乗せて、こういうお金だったらもらってもいいですよ。こういうお金はもらえませんかというのが書かれています。

先ほどの橋本市からの説明で、交通空白地はないという説明でした。その解釈も変わっている。要するにタクシー呼んで20分以内に来なかったら空白地です。バス停から2、300メートル離れていたら空白地です。様々そういうことが変わっていて、究極は交通空白地というベースで取り組みをしていくという事はできません。ただ、自家用車を使って自由にお金をもらったらあかん。自由にできるのは、ボランティアの送迎活動ですという話です。そういうふう

に整理をしていくことは、すごく大事です。

それと先ほど2分の1の補助が出るという制度は、いっぱいあるのです。どんな制度なのかと言えば、僕が言えるだけでも10ぐらいいあるのです。様々な制度がある。そういう勉強会でも開けばいろんな手立が出てくると思います。

質問④：SNS等で会員登録をして、自家用車で送迎して、後ろに募金箱を置いて、それで気持ちいい。この行為はどうなのではないか。

栢久保：それは100パーセント違反です。さっき言ったように、自家用車で要するに法律の登録をしないですり迎えするという指針

ガソリン代はもらってもいいですが、それと乗った利用者の厚意による謝礼はいいと書いています。ただし、謝礼に誘導するのはあかん」と書いている。

栢久保：指名で発言をお願いしたいと思います。紀北分院の岸田さんお願いします。

岸田：医大の紀北分院から参りました。認知症疾患医療センターで認知症の相談業務を行っています。伊都郡市1市3町がエリアになります。地域包括支援センターと社会福祉協議会との皆さんに協力いただいて、高齢者の生活を支えるワーキングで今年も移動問題

をテーマにしています。この交通の問題はすごく複雑で、制度がいろいろあって、どうしていけばいいのか考えていたのですが、病院に通院される高齢者の方は、ドアツードアを望まれる。家の玄関から病院への移送という事です。それを担う福祉有償運送の運営はボランティアに頼っているという事を、この1年間勉強してやっと分かってきた状態です。いろんな人や、団体とかが力を合わせて声を上げて、高齢者の移動問題を取り上げて、現実的な解決策を模索する、大きな運動にしないと進まない気がします。

栢久保：利用している人から意見を聞いてというのも大事です。

水本：学文路地区清水の水本で清水サロンの責任者もやっています。「ささえあい橋本」を知ったのは、

サロン参加者を新年のコンサートにお誘いだいて、連れて行ってもらいました。個人的には、2年ほど前に、主人が視力低下で運転が出来なくなつて、「ささえあい橋本」で移送してもらつていました。もう2年余り、助けてもらい非常にありがたいと思つています。少し気になるのは、清水から橋本の病院へ通つたら、お支払が6000円ぐらいで、それで半日拘束するのは非常に気の毒やと。最低料金を決めてもいいのではと思いましたが。

丹生：私は紀伊山田駅から北へ5キロの一言神社の近くに住んでいます。高齢者の皆さんは、病院への通院には随分苦労しています。市民病院に行くためには、タクシーで往復6000円要ります。橋本市内に行くのには4000円で、なかなか行けません。私は2月から、「ささえあい橋本」の車にお世話になつて病院へ行つていきます。病院へ行く手段ができたので、車を廃車にしました。「ささえあい橋本」に入りたい人はいます。会員さんが1000人、そして、運転手が27名では、これ以上、会員さんを増やすわけにはいきません。そして、話が戻りますが、以前は病院に行くには、前日に予約して、デマンドタクシーに乗つて、御幸辻と紀北高校でコミュニティに乗り換えます。乗り換えの時に半時間も待ちます。バスの連絡が悪いので、足の悪い私

は座りたいけども座るところもない。雨や雪の日はとても大変です。橋本へ行つても、帰りが大変なので。2時発、3時発になるので、もう1日仕事です。「ささえあい橋本」があるので私は今うれしく思つています。

柿久保：ありがたいでございます。利用者さんの思いは大事なことだと思います。パネラーの人たちも、会場からの意見も聞きながら、まめのご意見をお願いします。

廣岡：第二層からの流れで行つた移動支援は高野口地区だけです。各地域に第二層があるので、こういうことをやってほしいと、そこへお願いしていけば新たな移動支援も生まれて来ると思うのです。それで、うちの移動支援の難点は、運転手が大概70越えの方だということです。それで、女性の方も含め、若い運転手さんに参加していただきたいと思つています。

呉屋：今日は先ほど、うれしい言葉をお聞きしました。僕たちは、そういう言葉を聞くのが一番の励みになります。ありがとうございます。それと今日、こんなに大勢来ていただいております。ありがとうございます。この中から、ボランティアに参加するという人が大勢出て来てくれることを期待します。

まとめ

乾：地域振興室です。様々な皆様のリアルな声をお聞きして、公共交通での対応には限りがあるのは、担当として歯がゆく思う部分もかなりあります。そして、交通事業者さんも公共交通を何とか維持しようと思つています。それは、移動支援をしていく皆さんと同じであると思つています。今後の公共交通を考へる中で、市民の皆さんの声を大事にしなから、私達もみんなが便利に元気に生活できる橋本市を一緒につくる努力をしていきたいと思つています。

岡崎：4点聞いてください。1つ目は、補助金、国が半分見てくれるというのですが、「おたがいさん」は、橋本市の地域まちづくり補助金、20万円の交付決定をいただき、実際に使つた額を精算して14万円助けていただいております。20万円まで、なぜ使えないかというところ、制度上ドライバーの給料には使えない。1/2補助だと言つても、実際は条件があつて、そうならない事も多い。2つ目は、人を車に乗せるというのは命に関わることがある。例えば訴訟になつ

た場合は代表の私のところに対応します。これでは負担が大きいか、いい方法があつたら考えていただけないでしょうか。3点目は、「おたがいさん」のドライバーは運転適性検査を和歌山市のナスバという施設で受けています。費用は市で出ますが、検査を簡単に受けられるように行政の方で手立てをお願いしたい。4点目は、運転免許持たない方、ぜひ団体を助けてください。事務がたくさんあります。

副理事長：皆様お忙しい中でたくさん参加いただきましてありがとうございます。ありがとうございました。今日のシンポジウムが、広がつていっただけいいなと思つています。私たちが、「ささえあい橋本」で移送サービスを、20年ぐらいやってきました。以前ドライバー育成講座に60人位参加したこともありました。けれど、この間ずっとドライバーが減つてくる。いろんな手立てを試してきましたが、年々減つていきます。社会の状況が、すごく変わつてきた。人の命にも関わるわけですから、私らはやつてきましたが、気持ちだけではとても続きません。だから、先のことを見る。5年先とおつしやつていきましたが、そういうことを言うのは、それを仕事として行政の方が、先を見通して、この地域にとつて何が一番大事だということ、支えていただくということがないと気持ちが悪く倒れてしまいます。行政の支援を、返す返すをお願いしたい。本日のシンポジウムにこれだけ集まってくれたので、その転機になればと考えています。今日はどうもありがとうございました。

大谷：いきいき健康課です。貴重なお話を聞かせていただきありがとうございます。生の意見をお聞きすることも少ないので、非常に勉強になりました。行政には法律とか制度上の縛りがあります。この中で、行政ができることは何かと考えます。逆に住民の皆さんに、

協力をお願いしたいこと、みんなで力を合わせるというか、何とか皆さんの力を総動員して、橋本市で移動支援体制を充実していければと思います。今日、柿久保さんから話があつた、3月の通知で交通空白地の考え方が変わったとか、国の方で、ライドシェアの限定的な解除を試験的に始めているという背景もあります。制度の変更も踏まえながら、これからの考えていきたいと思つています。

この地域の移動手段確保の研究会をできればと思つています。僕が思うのは、地域公共交通ではなく、地域の福祉交通の仕組みをどうつ

くるかを一緒に考えていければいいなと思つています。
司会：柿久保さん、本当に突然お願いしたのですが、ありがとうございます。閉会のあいさつをさせていただきます。

能登震災での 緊急消防援助隊の活動

田辺市消防本部 警防課長 松葉和彦



松葉警防課長

3月24日の能登震災シンポジウムでの発表が、火災対応で出来なくなった田辺市消防本部松葉警防課長に話を聞きました。

私は、緊急消防援助隊の和歌山県大隊の一員として、1月1日から5日まで石川県に第1次として派遣されました。1日16時06分に地震が発生して、緊急消防援助隊のルールで、石川県で大規模な地震が発生した場合は、和歌山県は出動準備となるので、私も自宅からすぐに職場に向かいました。19時15分に総務省消防庁長官指示で出動が決定し、21時に田辺市を出発。和歌山県大隊は41隊142名の派遣で、田辺市消防本部は6隊21名でした。

緊急消防援助隊は、平成7年の阪神淡路大震災の教訓をふまえ、それまでは、全国的に相互に応援するシステムはなかったのですが、大規模な災害時に被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため平成7年6月に創設されました。全国に7,000弱の部隊が登録され、和歌山県では90隊が登録されています。過去には、平成23年の東日本大震災、平成30年の広島県の豪雨災害にも和歌山県大隊は緊急消防援助隊として出動して、今回で3回目です。

私自身も、阪神淡路大震災に神戸市へ、それから東日本大震災では宮城県に派遣されましたので、ある程度被害のイメージは頭に浮かびながら被災地に入ったのですが、改めて地震被害の大きさを目の当たりにしました。それと被災地は非常に厳しい環境で、余震も頻発し2次災害の危険がある中での活動でした。1日に出発して2日の朝、金沢市内の金沢競馬場駐車場に、緊急消防援助隊の部隊が全て集まりました。私たちは朝の8時頃着いたのですが、本来なら被害の大きい能登半島に行くのがセオリーですが、情報がなく、能登半島に入れるかどうかもわからなかった。金沢市へ集結させたのかなと思います。

今回の緊急消防援助隊の体制は、石川県の災害対策本部に名古屋市の消防局が入り、その下に大阪市、京都市、新潟市の消防局がつく。和歌山県は新潟市の配下で、群馬県、岐阜県、新潟県の4つの大隊がいました。指揮命令系統は名古屋から新潟市に入っており、和歌山県にいくという事になります。金沢競馬場を拠点に、宿営して指示を待ちましたが、なかなか指示が降りてきませんでした。昼頃、能登半島の志賀町にある町立富来病院から、金沢医科大学病院と金沢日赤病院に29名を転院搬送の指示を受けました。救急車29台を、田辺市消防本部指揮隊、私以下4名で先導しました。これがその時の写真です。和歌山だけは救急車が足りない。群馬、岐阜、新潟の救急隊も引き連れて行きました。病院の建物は壊れてなかったのですが周辺の駐車場とか道路が隆起陥没して、救急



富来病院からの転院搬送に向かう救急車

車を近づけるのも大変な状況でした。自家発電で電気は対応できたのかと思うのですが、断水して病院機能は維持できないために、入院患者の転院となったという感じでした。富山D M A Tの災害医療チームの方と搬送順位とかを調整しながら、搬送の指示を受けて、救急隊を呼んで搬送するというミッションでした。私たちがこのミッションを終えたのが21時30分頃でしたが、新潟市傘下の他の部隊は全然動いてない状況でした。3日になって、能登半島へ進出拠点を移すように指示があつて、テントを撤収して移動しました。最初は六水町に展開するという命令で、昼過



町野町での救助活動（2次派遣）

ぎに到着したのですが、もう一度指示があつて、能登町の柳田植物公園に進出拠点を移しました。そこへ到着したのが19時になっていました。とにかく通れる道路が限られていまして、大型車も行っていないので、到着するまでかなり時間がかかりました。途中緊急地震速報も流れて震度5弱とか5強が発生したので部隊を止めながらになりました。最終日までの活動拠点はここになりました。

指示を受け、和歌山市と田辺市の指揮隊混成チームの5人と群馬、岐阜の3チームでへり町野町に入りました。4日についてはその情報収集活動でした。町野町は、とにかく道路が隆起陥没を繰り返して住宅の1階が座屈している状態でした。その後、他の都道府県に活動を引き継ぎ1次の活動を終わりました。

2次派遣で、和歌山大隊は町野町の土砂崩れの現場の救出活動を行いました。私は詳しくは分からないのですが、この写真はその時のものです。1名の方を救出しましたが、残念ながらお亡くなりになられていたということになります。そして、3次派遣隊の活動を紹介している写真なのですが、ここも輪島市で、土砂崩れで家が埋もれて、その横の家は火災で燃え尽きて、一部埋もれて、まだ煙が出ている状況です。ここに2名おられたようですが、もう1名いるということですが、もう1名いることが発見できなかったようです。重機で掘りながら隊員が手で掘って、写真では分かりづらいですが、火災も発生



輪島市での土砂崩れと火災現場での救助活動（3次派遣）

しているので放水しながらの状態だったようです。

1次派遣では、非常に待機の待ち時間が長かったように思いました。情報がなかなか入らず指示が出てこない。実際のところはわかりませんが、地元消防とか警察も被災している。私も町野町の消防署長さんと話をしましたが、消防署の建物が壊れて機能してない。それで他に拠点を移してやられていましたが、当然携帯電話は全く使えませんし、私たちもヘリで情報収集に行つて、衛星電話を使つてという状況でした。そういう状況なので情報が上がつていかない状況だったのかもしれない。簡単に言える話じゃない

ですけども、地元の体制とか情報収集というのが非常に大事だと思ひました。我々も、もし仮に被災した時には応援に来てくれるでしょうが、そこに対していかに情報を提供できるかというのが課題です。道路の状況や災害場所の情報をいかに提供できるかなと思うのです。被害状況の把握が出来ないと、救援もできないということです。

田辺市では今年3月に災害事前復興計画を作りましたが、昨年10月に国や他の自治体等からの人的応援を円滑に受け入れる「受援計画」を作っています。今回の能登震災での緊急消防援助隊の派遣を経験して、現状では対応が難しいなどというのが正直な感想です。今回の教訓を生かし「受援計画」の見直しに向けての働きかけを始めています。

それと、今回、輪島で火災が起こりましたが、断定されていませんが、消防研究センターの報道で、出火原因は屋内電気配線が地震の影響で傷つくなどして発生した。電気起因した火災の可能性が考えられるとしています。震度

5強の揺れを感じて電気を遮断する感震ブレイカーの備えも重要だと思ひました。また、町野町は、昔ながらの古い家が多く、日本瓦で屋根が重たい作り、多くの家で1階が座屈し、圧迫死が非常に多かつたということです。耐震診断して耐震補強も非常に大事になってきますし、個人的には、2階建てなら2階に寝る方が良いと思ひました。しかも、家具の転倒防止とか、その辺の準備も必要だと思ひます。

私は帰つてからいくつかの町内会で呼ばれました。耐震補強の重要性と皆さん2階へ寝ませんか。感震ブレイカーも必要ではないですかとお話しています。田辺市では、ブレイカー補助はないですが、今回の地震を受けて、耐震補強に要する経費の上限を150万円（以前は116万6千円）に引き上げて、耐震の工事を促すような施策をやっています。紀伊半島も南海トラフ地震の発生が危惧されています。少しでも防災・減災につなげられるように今回の教訓を生かしていきたいと思ひます。

「会計年度任用職員」制度 スタートから4年、処遇改善の状況③

和歌山自治労連 書記次長 杉谷 尚



杉谷 尚さん

「会計年度任用職員」制度の実態と問題点について、今回は「休暇制度」と「雇用契約」等についての報告です。

会計年度任用職員の 現状と課題

自治体の非正規職員は、4年間に会計年度任用職員制度が導入され、自治体によってバラバラだった雇用、賃金労働条件が、法改正等によって基準が示されました。改善となった部分もありますが、国家公務員の「期間業務職員」制度が参考にされたこともあって、制度導入前よりも改善となった自治体も少なくありません。

元々あった制度は、働きやすい職場づくりのために、要求に基づく労使協議を積み上げた制度であり、今後も同一労働・同一賃金、処遇改善の要求が、大きな課題となっています。

休暇制度

① 正規職員の年次有給休暇

は、自治体・付与時期によって多少の違いがありますが、1年目から20日が基本です。しかし、会計年度任用職員は、国制度（期間業務職員）と同じ10日が基準となり、殆どの自治体は国どおりです。正規と同じ運用は北山村のみです。② 会計年度任用職員の病欠休暇は、10日（無給）の国制度に統一されました。以前は、正規と同じとまではいきませんが、病欠休暇が有給の自治体もいくつかありました。

新型コロナウイルス感染症が2類相当の時は、特別休暇が付与されましたが、昨年5月に5類扱いとなつて特別休暇が無くなりました。しかし、コロナ感染が終息したわけではなく、今も蔓延する地域もあり、会計年度任用職員には不安と負担が続いています。20年の郵政裁判・最高裁判決において、病欠休暇も正規職員との不合理な格差として判決が示されました。

■主な特別休暇比較表

| 名称 | 国（期間業務職員） | 正規職員 |
|----------|--------------------|-----------------|
| 公務傷病特別休暇 | 無給 療養に必要と認める期間 | 有給 療養に必要と認める期間 |
| 私傷病特別休暇 | 無給 10日 | 有給 90日以内 |
| 産前休暇 | 無給 出産前の6週以内 | 有給 出産前の6週以内 |
| 産後休暇 | 無給 出産後から8週以内 | 有給 出産後から8週以内 |
| 生理休暇 | 無給 必要と認められる期間 | 有給 2日以内 |
| 育児時間休暇 | 無給 1日2回 各々30分 1歳まで | 有給 子が3歳になるまでの期間 |
| 忌引休暇 | 有給 配偶者 7日以内 | 有給 配偶者 10日以内 |
| 夏季休暇 | 有給 3日以内 | 有給 3日以内 |
| 結婚休暇 | 有給 5日以内 | 有給 7日以内 |
| 看護休暇 | 無給 1暦年で5日以内 | 有給 1暦年で5日以内 |
| 短期介護休暇 | 無給 1暦年で5日以内 | 有給 1暦年で5日以内 |

再度の任用の上限

会計年度任用職員の雇用は、1年ごとの契約更新、再度の任用という形となっています。いくつかの自治体では、国制度をまねて、再度の任用の上

限の有給化は大きな要求となっています。③その他、結婚、忌引、夏季休暇などは、有給となつていますが、正規との格差がある自治体も有ります。さらに、病欠休暇をはじめ、産前・産後、育児時間、子の看護、介護時間休暇などは無給となり、正規職員との格差が生じています。

最後に

自治体職場では、職員数の4割近くを占める会計年度任用職員が正規職員と同様な専門的、本格的業務を担い、自治体業務を支えています。いま、正規を非正規に置き換える「コストカット型雇用」を見直す首相発言、新聞社説が増えています。地震災害や豪雨災害が多発する現在、公務の充実を求める世論が高まっています。また、地域経済を支える賃上げは待ったなしです。

私たちは、自治体労働組合として、住民の願いに込める自治体行政をめざし、職場に存在する不合理な格差をなくし、安心して公務に専念できる職場づくりを、全国の仲間地域とともに運動をすすめていきます。

お詫びと訂正

4月号で誤りがありました。1ページリード（正）竹本さん（誤）竹内さん
ご迷惑をおかけしました。